

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|-------|--------------------|----|-----|----|
| 1 | 臨時会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和2年3月9日（月）午後6時30分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和2年3月9日（月）午後7時35分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長 | 委員 | 4人 | |
| 5 | 議決件数 | 4件 | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 4件 | 承認 | 0件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | 報告済 | 0件 |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会臨時会議事録

- 1 会議年月日 令和2年3月9日（月）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 1F 会議室
- 3 出席者

教育長	高杉	良知
委員	坂田	眞澄
委員	田村	雅恵
委員	上之園	公子
委員	神原	謙治

計 5人

- 4 議事日程
- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 第15号議案 職員の行政処分等について |
| 日程第3 | 第16号議案 職員の行政処分による退職手当の支給制限について |
| 日程第4 | 第17号議案 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について |
| 日程第5 | 第18号議案 令和2年第1回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の追加議案等に対する意見について |
- 5 職務のため会議に出席した者
- | | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 教育部長 | 榎並 隆浩 | 総務課長 | 長西 弘子 |
| 学校教育課長 | 土井 賢二 | 学校教育課主幹 | 畑尻 佳括 |
| 総務課長補佐 | 松林 亮 | 総務課総務係長 | 山王 真由美 |

- 6 議事の内容
- (開議 午後6時30分)

教 育 長 では、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから臨時教育委員会会議を開催します。
 本日の議事日程、お手元に配付しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することといたしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長 では、次にまいります。日程第2、第15号議案「職員の行政処分等について」を議題といたしますが、審議に入る前にお諮りをいたします。本件は人事に係る案件となりますので、審議は非公開が適当と思われます。第15号議案の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

教 育 長 出席委員の3分の2以上と認め、第15号議案については非公開といたします。

それでは、日程第2、第15号議案「職員の行政処分等について」を議題といたします。説明をお願いします。

(非公開)

教 育 長 それでは、ここで追加議案を3件提出いたします。まず、日程第3、第16号議案「職員の行政処分による退職手当の支給制限について」を議題といたしますが、審議に入る前にお諮りをいたしたいと思います。本件及び次の日程第4、第17号議案「教育委員会及び教育委員の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」は、人事に係る案件となりますので、引き続き、審議は非公開が適当と思われます。また、第18号議案「令和2年第1回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の追加議案等に対する意見について」についても、成案となる前の議案の内容に係るものですので、審議は非公開が適当と思われます。また、非公開とする期間は、府中町議会に議案が提出されるまでとすることが適当と思われます。

第16号議案、第17号議案、第18号議案の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いをいたします。

(挙手)

教 育 長 出席委員全員と認め、第16号議案、第17号議案、第18号議案については非公開といたします。

それでは、日程第3、第16号議案「職員の行政処分による退職手当の支給制限について」を議題といたします。説明をお願いします。

(非公開)

教 育 長 では、次にまいります。日程第5、第18号議案「令和2年第1回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の追加議案等に対する意見について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 はい、教育部長です。第18号議案、令和2年3月9日。令和2年第1回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の追加議案等に対する意見について。令和2年第1回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の追加議案等に対する意見について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は学校教育課長が行います。

学校教育課長 はい、学校教育課長です。資料番号ページの6ページをお開きください。この度の議案は、訴訟上の和解に応じ、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得るために、3月議会に追加議案として上程するものです。

1. 相手方については、記載のとおりです。

2. 事件名は、平成30年（ワ）第1370号、損害賠償請求事件です。

事件の概要についてご説明させていただきます。本件は、平成27年12月8日に、府中緑ヶ丘中学校の生徒が自宅にて自死をした事案でございます。本件中学校では、3年生の高校受験について、従来は慣例として3年時に問題行動・触法行為があった生徒について、推薦・専願を認めていませんでした。しかし、平成27年度は、校務運営委員会において、推薦・専願基準の運営変更を決定し、1年時まで遡って問題行動・触法行為があった生徒について、推薦・専願を認めないこととしました。当時の担任は、学校の記録に基づき、当該生徒の私立高校の専願が難しいかもしれない旨を話しました。当該生徒は、三者懇談が行われる12月8日まで、専願が難しい理由について保護者に話すことはなく、両親のみが三者懇談に臨み、当該生徒はその場に姿を見せませんでした。担任は、両親に対して当該生徒が1年

時の触法行為により、専願が認められない旨を伝え、その後、自宅に戻った父親が、自死を図った当該生徒を発見し、病院に搬送されましたが、同日、死亡が確認されました。

その後、本件中学校はプロジェクトチームを立ち上げ、原因究明の調査を開始いたしました。12月10日には、1年時の触法行為事案については事実誤認があり、当該生徒は学校が示した触法行為には関係していないことが判明いたしました。

12月11日には、坂本弘元校長と、高杉教育長が父親に、事実誤認があったことを報告し、謝罪いたしました。

平成28年1月4日には、学校改善プロジェクトチームを発足し、遺族に対する本事案の報告書を作成いたしました。

一方、府中町教育委員会では、平成28年3月8日に記者会見を行い、本事案が自死案件であること、また、事実誤認等があったことを明らかにし、3月31日に「府中町学校運営等についての調査検討委員会」（以下「調査検討委員会」）を設置し、次の4点について諮問いたしました。

1. 自死の背景及び原因について
まず、事実誤認に基づく進路指導について
2点目、本件中学校の学校運営体制について
2. 府中町教育委員会及び本件中学校の対応について
3. 再発防止について
4. その他調査検討委員会が必要と認める事項について

調査検討委員会は、平成28年3月31日から平成28年11月3日までの間に全25回開催され、最終日に教育長が答申書を受領しました。答申書では、自死の背景については、3年時の唐突な進路指導方針の変更により、志望する高校の専願が認められなかったことに驚き、戸惑いを感じ、プランが崩れることに衝撃を受け、不安を抱き、期待してくれている親に対しどう伝えればよいか苦悩したと思われることに加えて、当該生徒と教員の間に双方向の日常的な信頼関係が構築されておらず、さらに、学校が共感的、支援的なサポートを行わなかったことも要因の一つという見解が示されました。

また、男子生徒のパーソナリティーの特性から、家族や親しい友人にも苦悩や自死を疑わせるような会話や発言は一切行っておらず、周囲は誰も気づくことなく、自死を阻止する対応ができなかったことが挙げられています。

学校の対応の問題としては、学校経営における校長のリーダーシップが十分に発揮されず、学校全体として組織対応が的確に行われていなかったこと。

組織的な生徒指導、進路指導態勢の構築とその運用がなされていなかったため、「万引きの事実誤認」を生み出し、当該生徒に対する事実確認のあいまいさに結び付いたこと。

「荒れ」の克服にとらわれた強権的、抑圧的な指導に陥り、生徒との信頼関係を丁寧に築いていく姿勢が不十分だったこと。

学年経営について、特定の先生の意見が過度に影響を及ぼす傾向があり、構成員間での同僚性や協働性が十分に確保されていなかったこと。

生徒に関わる指導上の記録について、適切な情報管理体制ができていなかったこと。

など、学校体制として課題があったとされています。

教育委員会の問題点として、適切な情報把握や適切な指導助言ができていなかったことを指摘され、生徒指導・進路指導が適切に行われることに対して一定の責任があったこととされています。

その後、原告の代理人と町の代理人を通じて、示談による話し合いを進めておりましたが、合意に至らぬまま、平成30年12月5日付けで広島地方裁判所において、訴訟を提起されました。

3. 係属裁判所は広島地方裁判所です。

平成31年2月6日の第1回口頭弁論（全2回）が行われ、令和2年2月26日の第8回弁論準備手続（全8回）まで、計10回の協議が行われ、前回の弁論準備

手続で、双方の和解条項が整いました。

4. 和解条項については、6項目ございます。

(1) 被告は、本件において、府中町立府中緑ヶ丘中学校で、進路指導の過程で重大な過誤があり、これにより同校中学3年生の生徒が自ら命を絶つという結果が生じたことを認める。

(2) 被告は、原告らに対し、前項についての和解金として、合計2,878万円の支払義務があることを認める。

(3) 被告は、原告らに対し、前項の金員合計を原告らが指定した期日までに、原告ら指定の預金口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は被告の負担とする。

(4) 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。

(5) 原告らと被告は、原告らと被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの外、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

5. 損害賠償の額は、先の和解条項で述べましたとおり、2,878万円となっております。

原告側は、本和解条項で同意できる旨を3月6日付けで広島地方裁判所に申し出され、その後広島地方裁判所より、被告である本町へ和解条項の内容について、同日3月6日付けで同意の可否について照会されましたので、本日の追加議案とさせていただきます。説明は以上です。

教 育 長 はい。今、説明がありましたけれども、何か質問等ありますでしょうか。
和解ができるような方向になっているということです。

学校教育課長 続いて。

教 育 長 はい。

学校教育課長 8ページ目をご覧ください。先ほどの議案に伴いまして、令和元年度府中町一般関係補正予算第6号です。6号について、補正があります。まず、歳入ですが、保険金2,878万円、これは、この後で説明する損害賠償金に対する保険金が、損害保証会社から歳入として入ってきます。その歳入をもって、原告側に賠償金として払うものとして、中学校管理運営事業の中で、賠償金として、同額2,878万円を支払うように補正させていただいております。説明は以上です。

教 育 長 はい、ありがとうございます。こういった形で議会のほうには提案をしていくということになるのかなと思います。
何かご質問ありますか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 ないようでございます。よって、日程第5、第18号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、第18号議案については、そのように決めます。以上で本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会をいたします。

(閉議 午後7時35分)